

日本スポーツ振興センター災害給付請求について

◎災害共済給付制度は、**学校管理下**における負傷等で治療を受けた際に適応になります。

◎初診から治癒までの**医療費総額**（医療保険でいう10割）が **5,000 円（500点）**

以上のものが給付対象です。（医療保険でいう被保険者〔家族〕で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となりますので、受付で合計 1,500 円以上支払っていれば対象になります。）

◎「**医療等の状況**」（病院や接骨院に証明を受けるもの）、「**調剤報酬明細書**」（薬局に証明を受けるもの）等は、**療養月ごとに一枚必要**です。

＊文書料については、医療機関や薬局の特別な配慮で無料での協力をいただいている所ですが、有料の場合もあります。有料の場合の文書料は、自己負担となりますのでご了承ください。

その他、1ヶ月 7,000 点（70,000 円）以上の高額療養該当やケガの状況等により、必要に応じて別の書類を提出していただく場合があります。

◎医療助成制度を利用した場合は、申請用紙の下段の該当項目に記入をお願いします。給付金は調整（自己負担分+医療費の 1 割）されます。

◎「学校管理下災害報告書」は、本人または保護者が記入してください。

◎災害共済給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から**2年間**請求しない場合**時効**になります。また、医療費の支給期間は同一災害の傷病について初診日から最長10年です。

◎災害共済給付金の受け取りは、原則**銀行振込**とさせていただきますので「口座振込依頼書」に必要事項を記入し提出してください。なお、振込金額は給付金から**振込手数料を差し引いた金額**を指定の口座に振り込みますので、あらかじめご了承ください。

◎**令和9年1月より請求システムが変更になります**。詳細につきましては、日本スポーツ振興センターから通知が届き次第、HP やスクリーンなどでお知らせしますが、変更後は**加入同意や請求手続きの一部を、保護者が直接スマートフォンなどで行う**ことになります。

◎手続き（請求用書類の受け取り・提出）や質問等は、**養護教諭**までお願いします。

◎日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関するホームページ

「**学校安全web**」 <https://www.jpnsport.go.jp/anzen>

＊請求用文書のダウンロードもできます。